

議 第 5 号 議 案

子どもと子育て世帯への経済的支援を求める意見書の提出について
子どもと子育て世帯への経済的支援を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議
会議規則第13条の規定により、提出します。

令和4年3月14日提出

富士見市議会議長 齊 藤 隆 浩 様

提出者 富士見市議会議員 根 岸 操

賛成者 同 川 畑 勝 弘

同 伊勢田 幸 正

提 案 理 由

子どもと子育て世帯への経済的支援を求める意見書を地方自治法第99条の規定に
基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

子どもと子育て世帯への経済的支援を求める意見書

長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、子育て世帯は厳しい状況におかれている。そもそも、我が国の子ども子育て関係の予算は、先進国の中でも低い水準であり、子どもと子育て世帯は十分な支援を受けていない。

政府は、「こども家庭庁」の創設に当たって「誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援」という理念を掲げ、すべての子どもが取り残されることなく支援されるべきとしている。

その一方で、昨年（令和3年）の第204回通常国会において政府与党は、児童手当の月額5,000円の特例給付について、年収1,200万円以上の世帯を対象から外し、約61万人の子どもが支給対象外となる法改正を行った。

さらに、18歳以下の子どもへの10万円給付である「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業」では、直近の離婚等により元の配偶者に支給され、現在の養育者に届かない事案が発生している。国の責任ですべての子どもへの給付を行うべきである。

社会全体で子どもの育ちを支え、子どもを誰一人取り残さないという観点から、単に新しい行政組織という器を作るだけでなく、関係予算の大幅な拡充と手厚い公的支援を進める必要がある。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、子どもと子育て世帯への経済的支援の拡充のため、下記の項目について早急な実施を求める。

記

- 1 現在、中学校卒業までとなっている児童手当の支給対象を高校生卒業年次までに延長すること。
- 2 昨年（令和3年）の第204回通常国会で廃止となった、年収1,200万円以上の世帯に対する月額5,000円の児童手当の特例給付を復活させること。
- 3 「高等学校等就学支援金制度」について、所得制限を撤廃し、すべての家庭を対象とすること。
- 4 「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業」による給付を、すべての子どもに

対して国の責任によって行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	岸田文雄	様
財務大臣	鈴木俊一	様
厚生労働大臣	後藤茂之	様
内閣官房長官	松野博一	様
内閣府特命担当大臣 (少子化対策)		
	野田聖子	様